

# 令和5年度 千葉支部広報計画について

# 広報方針について

## 広報について

全国健康保険協会は「保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。

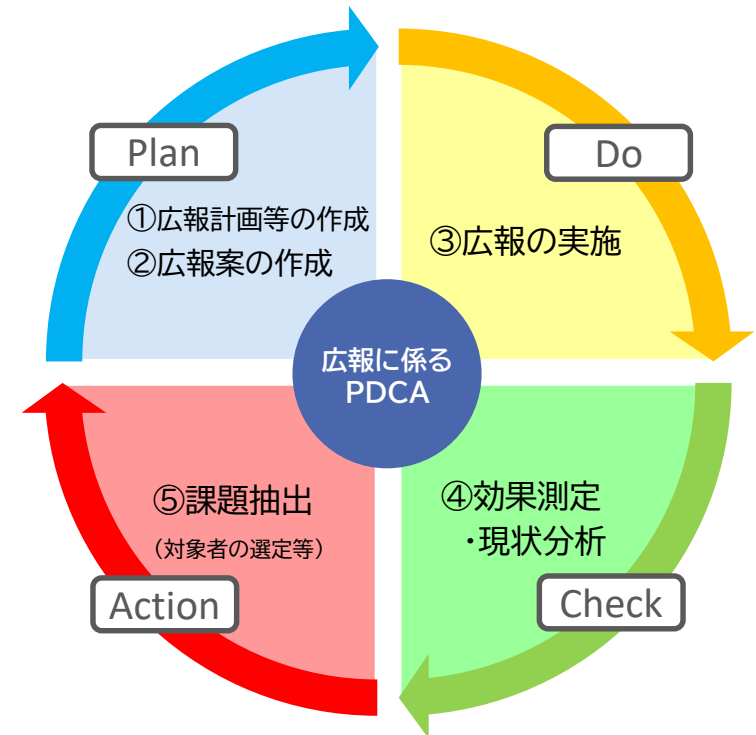
この基本使命の実現にあたっては各種業務を着実に実施するとともに、加入者や事業主の協会けんぽに対する理解が重要となり、そのためには効果的な広報を行っていく必要がある。

### 《広報の実施目標について》

1. 協会けんぽの存在意義や取組内容、財政状況について幅広く情報を発信し、加入者や事業主の理解促進を図る。
2. 健康経営やインセンティブ制度、医療費適正化の取組等について周知を行い、健康づくりの必要性や適切な受療行動の促進を図る。
3. 各種保険給付の制度や手続き方法等について周知を行い、加入者に対するサービス向上を図る。

これらの実現に向けて、協会けんぽ千葉支部では「広報委員会」を設置しており、各グループから選出された委員が、広報計画や広報実施計画の検討・作成及び情報共有を行っている。

また、広報内容については制度や取組の周知案内のほか、各グループにおいて現状を分析し、課題の抽出を行ったうえで、その解決に向けて、加入者や事業主の行動変容を促すために効果的な内容の広報を実施する。



# 広報計画について

## 1. 広報作成時のポイント

### (1) ターゲットを意識した広報紙の作成

制度の説明だけではなく協会の事業や状況を周知する観点から、ターゲット(事業主や担当者、加入者等)を意識した、広報紙の作成を実施していく。

### (2) 加入者が見やすい広報紙の作成

広報紙については紙面(スペース)が限られているため、文字数を少なく、ポイントのみを説明する形にするなど加入者・事業主が見やすい工夫をする。  
なお、詳細な説明についてはホームページへ誘導する形とするとともに、ホームページの内容の充実を図る。

### (3) 広報担当者のスキルアップ

広報作成に役立つ資料の提供を行い、担当者のスキルアップを図る。

## 2. 広報媒体及び方法 ※各月の具体的な広報事項は「令和5年度広報実施計画」を参照

### (1) 広報紙等

- ① 納入告知書同封チラシを始め、事業主や加入者に広報を実施する。
- ② 協会けんぽGUIDEBOOK(全支部共通作成パンフレット)やリーフレット等を健康保険委員を中心とした事業所担当者に配布する。
- ③ 医療費適正化に関するポスターやリーフレット等を事業所や医療機関等に配布することで加入者の行動変容や理解促進を図る。

### (2) マスメディア

- ① 多くの加入者・事業主に見ていただける媒体である新聞等による広告を実施する。
- ② 積極的にプレスリリースを実施していく。プレスリリースには、強調したいポイントを明確にしたタイトルや必要な情報を簡潔に盛り込む。

### (3) インターネット

- ① ホームページの充実、メールマガジンによるタイムリーな情報発信を実施する。
- ② 動画等を活用した広報を実施する。

### (4) 研修会、セミナー等

- ① 集合研修及び、ZoomやYouTube等を活用したオンライン研修を実施する。
- ② 県や市町村等が主催する各種会議の場で協会の取組等を発信し、加入者等に広く周知する。

### (5) その他

県及び市町村、関係団体に広報の協力依頼等を行い、連携することで効果的な広報の実施を図る。

理解促進・制度周知・行動変容を図る

事業主

・  
担当者

(健康保険委員等)

・  
加入者

(被保険者・被扶養者)

# 令和5年度 広報スケジュール(概要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>協会けんぽの 主な事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度事業開始</li> <li>保険料率の改定(任継)</li> <li>生活習慣病健診等自己負担額軽減開始</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度事業報告、決算発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品推進月間(軽減額通知の発送)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格再確認業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療のかかり方月間</li> <li>健康保険委員表彰式</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費通知の発送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度保険料率の決定</li> <li>ジェネリック医薬品推進月間(軽減額通知の発送)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料率の改定</li> <li>予算・事業計画の決定</li> <li>健診申込の開始</li> </ul>
<b>定期広報</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>けんぽだより</li> <li>社会保険ちば(HP)</li> <li>メルマガ、HP</li> </ul>	健康保険制度、インセンティブ制度、ジェネリック医薬品、保険料率など、事業全般を周知											
<b>各種広報紙</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽちば ※健康保険委員向け</li> <li>健康経営® 応援マガジン ※健康宣言事業所向け</li> </ul>	健康経営® 応援マガジン	協会けんぽちば		健康経営® 応援マガジン	協会けんぽちば		健康経営® 応援マガジン	協会けんぽちば		健康経営® 応援マガジン	協会けんぽちば	
<b>マスコミ関係</b>	プレスリリース(随時)等、メディアへの働きかけ											
<b>研修会、 セミナー等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員研修会</li> <li>その他説明会 など</li> </ul>	各種研修会や説明会の講師(随時)											
			算定基礎説明会					健保委員表彰式				健保委員研修会
<b>広報ツール</b>		協会けんぽGUIDEBOOK						医療費適正化ポスター				
<b>その他</b>					ジェネリック広報(中吊り等)							ジェネリック広報(中吊り等)

※各月の具体的な広報事項は「令和5年度広報実施計画」を参照

# 主な広報媒体について

## 1. けんぽだより

- ・毎月年金機構から県内の各事業所に送付する納入告知書に同封するチラシ
- ・毎月20日頃に送付
- ・サイズはA4両面(紙面2ページ)(1回のみA3両面二つ折り(紙面4ページ))
- ・送付事業所数:約94,300社に送付(R5年1月現在)

## 2. メールマガジン

- ・毎月第2金曜日に配信
- ・千葉支部作成記事のほか、千葉県から提供される「ちば健康コラム」を掲載
- ・送付件数:5,518件(R5年1月配信実績)

## 3. 協会けんぽちば

- ・健康保険委員向け広報紙
- ・四半期に一度(5月、8月、11月、2月)送付
- ・健康保険委員数:5,456名(R4年12月末時点)
- ・サイズはA3両面二つ折り(紙面4ページ) + 各種チラシ、広報ツール等

## 4. 健康経営® 応援マガジン NEW

- ・健康宣言事業所向け広報紙
- ・四半期に一度(4月、7月、10月、1月)送付
- ・健康宣言事業所数:1,154事業所(R5年1月末時点)
- ・サイズはA4冊子(紙面20~30ページ) + 各種チラシ、広報ツール等

## 5. 社会保険ちば(原稿提供)

- ・千葉県社会保険協会ホームページ及び広報誌
- ・「協会けんぽ千葉支部からのお知らせ」を掲載、
- ・ホームページは毎月月初更新、サイズはA4(紙面2ページ)
- ・広報誌は四半期に一度発行、サイズはA4(紙面1ページ)
- ・発行部数:13,000部(R3年度事業報告書より)

《けんぽだより》



《協会けんぽちば》



《健康経営® 応援マガジン》



## 《参考》 令和5年度千葉支部事業計画（広報関係抜粋）

### (1) 基盤的保険者機能関係

#### 1. 健全な財政運営

- ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。

#### 2. サービス水準の向上

- ・ 郵送申請の促進と相談体制の整備を行う。

#### 3. 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報を行う。

#### 8. オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)」(令和4年6月7日閣議決定)においてオンライン資格確認等システムの更なる拡充が盛り込まれたことを踏まえ、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進及び電子処方箋の周知・広報等に協力する。

### (2) 戦略的保険者機能関係

#### 2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ・ 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、全支部共通広報資材(動画、パンフレット等)を積極的に活用し、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報発信を行う。

#### 3. ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進する。
- ・ 加入者に対しジェネリック医薬品の理解度向上のため、各種広報を積極的に実施するほか、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。

#### 4. インセンティブ制度の周知

- ・ インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める周知広報を実施する。

#### 5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- ・ 医療データの分析結果等を活用しながら「上手な医療のかかり方」について関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。